

2016.12.1

PL レポート <2016 No.9>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介しします。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

ONITE が「平成 27 年度 事故情報収集・調査報告書」を公表

（2016 年 10 月 13 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構）

NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）は、平成 27 年度（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）の重大製品事故情報および非重大製品事故情報の収集状況、並びに平成 27 年度までに収集した事故情報のうち、平成 27 年度中に実施した調査について「平成 27 年度 事故情報収集・調査報告書」（平成 28 年 8 月 1 日の集計結果）としてとりまとめた。

報告書によると、平成 27 年度に収集した事故情報収集体数は 2,856 件で、過去 5 年間の推移は減少傾向がみられる。

また、NITE が実施した製品事故情報に基づく分析・調査の結果は、経済産業省等の行政機関に報告され、製品安全に係わる規制等の行政施策等に反映されており、平成 27 年度は、これまでに収集したプリント基板およびフレキシブル基板に関する事故調査の結果が活用され、電気用品安全法にかかわる電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈が改正される等の成果を生んだ。また、製造事業者等でも、製品事故の再発防止等のために広く活用されている。

報告書は上記の他、以下の項目についてまとめている。

- ・ 事故情報の調査実施状況
- ・ 事故情報のリスク分析、経年劣化事故の調査分析
- ・ 社告・リコール情報の受付・収集
- ・ 事故情報収集・調査結果、注意喚起情報の公表

出所：（製品評価技術基盤機構）平成 27 年度事故情報収集結果

<http://www.nite.go.jp/jiko/report/annual/2015fy/H27.html>

ONITE が「長期使用製品安全点検制度」による登録・点検を呼びかける

（2016 年 10 月 27 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構）

NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に通知された製品事故情報では、石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の特定保守製品*の事故が平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に 834 件あった。このうち使用期間が判明したものは 767 件で、その 65%（499 件）が、10 年以上使用した製品で起こっていた。また、事故の被害状況は、死亡 5 件、軽傷 21 件等で、499 件のうち 294 件（59%）は、火災を伴う事故となっている。

「長期使用製品安全点検制度」は、所有者による保守点検が困難で、経年劣化による事故が発生するおそれのある特定保守製品 9 品目について、製造・輸入事業者へ所有者情報の登録を行い、必要な時期に有償点検を受ける制度である。

平成 28 年 3 月の登録率は約 38%であり、より一層の登録率向上が必要となっている。

NITE は、事故の未然防止のため、一般家庭だけでなく、マンション・アパートの管理者に対しても、特定保守製品を購入した際は所有者情報の登録を行うこと、制度開始以前に製造・輸入された製品を持っている場合も、点検を受けることを薦めている。

※特定保守製品 9 品目 一覧

石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機、屋内式ガスふろがま（都市ガス、LP ガス）、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス、LP ガス）、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

出所：（製品評価技術基盤機構）石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の長期使用による火災にご注意を～
「長期使用製品安全点検制度」による登録・点検をしましょう～

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2016fy/prs161027.html>

○産業技術総合研究所が室内の製品から人への化学物質暴露を推定するツール ICET を公開

（2016 年 10 月 20 日 国立研究開発法人 産業技術総合研究所）

国立研究開発法人 産業技術総合研究所（以下「産総研」という）は、室内で使用する製品に含まれる化学物質の人への暴露をパソコンで評価できるソフトウェア（ツール）「室内製品暴露評価ツール(ICET)」の無償版 Ver.0.8 を公開した。

製品に含まれる化学物質によって人の健康が害されるような事故（製品事故）の原因究明や、製品開発の際の安全性評価では、実際の使用環境に近い状況での詳細なリスク評価が必要となる。しかし、従来は、実務に使えるツールがなく、極端に安全側の値を用いて過大にリスクを評価する傾向があった。このため、多様な使用形態に対応し、日本の実情にあった暴露評価とリスク評価ができるツールの開発が望まれていた。

ICET は、室内で使用する製品から放出される化学物質の人への吸入、経皮、経口暴露を推定できる。既存のツールの多くは、洗剤や殺虫剤など化学物質を単体や混合物として直接使用する場合を対象としているが、ICET は家電や家具など成形品の中に含まれている化学物質が揮発や溶出して生じる人への暴露も評価できる。また、室内での多様な使用形態（スプレー噴霧、クローゼット内での使用など）に対応し、暴露量の人口分布も推定できる。室内製品のリスク評価においても ICET を使用することにより、より現実に近い暴露シナリオでの評価が可能になる。室内製品を製造する企業などでの活用が期待される。

出所：（産業技術総合研究所）室内の製品から人への化学物質暴露を推定するツール ICET を公開

http://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2016/pr20161020_2/pr20161020_2.html

○厚生労働省が HACCP の制度化に関する検討会の中間まとめを公表

（2016 年 10 月 14 日 厚生労働省ホームページ）

厚生労働省は、10 月 14 日、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 中間まとめ」を公表した。これは、諸外国で HACCP に基づく衛生管理の制度化が進んでいる状況を踏まえ、日本でも制度化を進め、異物混入や食中毒の防止等、食品安全の向上を図る必要があるとの認識から、本年 3 月より本検討会を開催、この間の議論の結果を中間的にとりまとめたもの。今後、パブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、年内を目処に最終的なとりまとめを行う予定。

HACCP を制度化するための具体的な枠組みとして 2 種類（A 基準、B 基準）を設ける方向。各基準の対象となる事業者の範囲と適用の考え方は以下のとおりであり、基準 A を原則としつつ、一定の条件を満たす事業者については、基準 B による管理を可能とする方向となっている。

基準	対象となる事業者の範囲	適用する基準の考え方
基準 A	食品の製造・加工、調理、販売等を行う食品等事業者に適用	コーデックス※のガイドラインに基づく HACCP（コーデックス HACCP）の 7 原則を要件とする衛生管理を実施
基準 B	基準 A の事業者のうち、従業員数が一定数以下等の小規模事業者、または、提供する食品の種類が多く、かつ、変更頻度が高い業種や一般的衛生管理による対応で管理が可能な業種等一定の業種を対象	HACCP の考え方に基づく衛生管理（コーデックス HACCP の 7 原則の弾力的な運用を可能とする衛生管理）を実施

公表情報を基にインターリスク総研にて作成

※コーデックス：

国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間組織

出所：（厚生労働省）食品衛生管理の国際標準化に関する検討会中間とりまとめについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000139837.html>

○神奈川県が「ノロウイルス食中毒警戒情報」を発令

（2016 年 10 月 31 日 神奈川県ホームページ）

神奈川県保健福祉局は、10 月 31 日、「ノロウイルス食中毒警戒情報」を発令した。これは、感染症発生動向調査における「感染性胃腸炎」の患者数が、前週の値に比べ 3 週間連続して増加したことを踏まえ、消費者や食品取扱い営業者に対して食中毒予防の注意喚起を行うために発令したもの。

県は、ノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店（仕出し屋、弁当屋、旅館、すし屋、一般食堂）、集団給食施設、総菜製造業、魚介類販売業、魚介類加工業等の営業者に対し、次の事項について監視指導等を強化する。

- (1) 従事者の手洗いおよび健康管理の徹底
- (2) 原材料および調理済食品の二次的な汚染の防止
- (3) 調理工程における衛生管理の徹底
- (4) 集団給食施設、仕出し屋等における「検食（検査用サンプル）」の保存の徹底
- (5) カキなどの二枚貝の提供にあたっては、生食を控え、十分な加熱調理の徹底
- (6) 食品の衛生的な取扱い等の基準（管理運営基準）の遵守の徹底
- (7) 食品営業者の自主的な衛生管理活動として実施している食品衛生指導員による自主的な巡回指導の強化の要請

出所：（神奈川県保健福祉局）「ノロウイルス食中毒警戒情報」を発令しました

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6862/p855827.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○米国で家電量販店がリコール対象製品を故意に販売したため制裁金を支払う

（2016 年 10 月 3 日 CPSC）

CPSC(Consumer Products Safety Commission：米国消費者製品安全委員会)は、10 月 3 日、大手家

電量販店の Best Buy が、リコール対象製品を故意に市場に流通させていたことに対して、380 万ドル（約 4 億円）の制裁金を支払うことに合意したと発表した。

同社は、2010 年 9 月から 2015 年 10 月にかけて 5 年間にわたり、リコール対象の 16 種、約 600 点の製品を販売していた。同委員会は、同社が傘下の流通網において、在庫品の中のリコール対象製品の識別と市場への流出防止を行うための適切な手順を導入できていなかったことが不正行為の原因となったと指摘。この中には、リコール対象製品が実際には在庫されているにもかかわらず、在庫無しとの情報が示されたために当該製品の出荷停止の登録が行われなかったり、出荷停止の登録をされたリコール対象製品の識別コードが誤って出荷可能な状態に上書きされてしまった、等の理由により製品が市場に流出した事例があったとしている。

同社は制裁金の支払いに加えて、社内管理の徹底と販売済みのリコール対象品の回収（再リコール）を実施するとともに、在庫のリコール対象製品を適切に廃棄できるプログラムの構築を含む消費者製品安全法（CPSA：Consumer Product Safety Act）の遵守に合意した。

○（米国）ASTM が玩具安全基準を改訂

（2016 年 10 月 20 日 ASTM International）

ASTM インターナショナル（旧 American Society for Testing and Materials：米国材料試験協会）は、10 月 20 日、米国の消費者製品安全改善法（CPSIA：Consumer Product Safety Improvement Act）が遵守を義務付けている玩具安全規格 F963 を改訂したと発表した。今回の改訂（F963-16）は、2011 年の改訂（F963-11）以降の玩具製品の特性や使用方法の変化が子どもに及ぼすリスクの内容を反映したもので、主に次のような観点から見直しが行われた。

（1）電池に関する改訂

既に定められている、子どもが電池に直接手を触れないようにするための電池の収納容器の構造に対する要求事項に加えて、改訂版では、特にボタン電池のような小型電池の誤飲を防止するために、保護者に注意喚起を促すための警告ラベルに対する要求事項を追加した。また、携帯電話やパソコンで発生しているリチウムイオン電池の発熱事故を反映し、同種の電池が玩具に使用された場合の温度と電流の上限についての要求事項を定めた。

（2）吸盤付きの発射体玩具に関する改訂

矢や弾丸を模した本体の先端に小さな吸盤が取り付けられていて、弓やピストルで壁に向けて発射して貼り付かせる発射体玩具（いわゆる dart suction cups）について事故データの見直しが行われた結果、事故のリスクを更に低減させるために欧州規格（EN71）に合わせて全長を 57 mm 以上とする要求事項を追加した。

（3）微生物に関する改訂

子ども本人や持っている人形に化粧をする遊びに使用される化粧品、およびそれに類する液体、ペースト、ジェル等について、製品の清浄度、劣化および雑菌による汚染等を判断するための要求事項と試験方法の見直しが行われた。改訂版では、成人用化粧品の試験に広く採用されている米国パーソナルケア製品評議会（PCPC：Personal Care Products Council）の微生物ガイドラインの使用が認められた。

（4）重金属に関する改訂

鉛をはじめとする 8 種類の重金属について、既に、玩具の表面のコーティング（塗装やメッキ）材料および玩具本体に使用する原材料への含有が禁止されているため、玩具への意図的な使用は見られなくなったとして、改訂版では使用する原材料についての記載内容をより明確にすることを目指すとともに、試験方法の代替案を示すにとどまり、要求事項は変更していない。

※本件の詳細については、下記 URL（ASTM International ホームページ）を参照。

<http://www.astmnewsroom.org/default.aspx?pageid=4158>

https://www.astm.org/toys.html#_ga=1.204726419.28838027.1448495807

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

**急がれる食品への異物混入対策の見直し
～「想定されるリスクシナリオの洗い出し」からの対策アプローチ～**

昨今、金属や化学物質等の健康危害の恐れのある異物が食品に混入する事故に加えて、虫やビニール等の異物の混入事故が頻発しており、企業の衛生管理態勢や混入発覚後の対応に社会的批判が集まる例も少なくありません。また、消費者が混入した異物の写真を SNS にアップすることで情報が拡散し、企業のイメージダウンにつながる状況も散見されます。

食品関連事業者においては、一般的衛生管理とよばれる設備施設や従業員等の衛生管理を実施することで、食品への異物混入の防止に努めていますが、それでも異物混入をゼロにすることは困難です。しかし、上記のとおり、異物混入事故に対する社会通念の変化や消費者の情報発信源の多様化を踏まえれば、食品関連事業者においては、異物混入対策全般を強化するため、自社の一般的衛生管理をいま一度評価し、必要に応じ強化することは、喫緊の課題と言えます。

食品安全マネジメントシステムである ISO22000 や FSSC22000 等の認証を取得、規格の要求事項を踏まえ、一定の異物混入対策を実施している企業も増えています。しかし、異物混入事故の影響力の大きさを踏まえれば、特に社内クレーム（最終検品での毛髪や虫等の発見等）で一定の異物混入事故が発生している場合、従来とは視点を変えた対策アプローチが必要になると考えられます。

一般に、異物混入発生の際に、当該異物の混入経路・原因（いつ・どこで・だれによって・どのように混入したか）を特定できるケースは多くはありません。また、仮に特定ができ対策を行うことができたとしても、当該混入経路・原因は、あまたあるパターン（リスクシナリオ）の一つが発現したものであり、その他のシナリオによる混入に対しては対策不十分な可能性が残ります。

このような問題を回避するため、自社において想定される異物混入のリスクシナリオを幅広く洗い出した上で、シナリオが発現しないよう異物混入対策を講じるための取組例を以下に示します。

STEP1：異物混入データの集計と分析

過去の社内クレームや消費者クレームを集計し、事故数の多い異物に加え、健康危害のある異物や社会通念上問題となる異物を重点異物として特定する。なお、それらの異物の年度別や月別、公的機関等による異物混入の事故情報との比較分析を行う。

これにより、自社の異物混入の傾向を把握でき、STEP2 でリスクシナリオを検討する際の参考にすることができる。

STEP2：異物混入リスクシナリオの検討

STEP1 を踏まえ、特定した異物に対して、自社において異物が混入する経路や原因のシナリオを具体的に想定、洗い出した上で、なぜそのような異物が混入するのか、問題別に整理する。その際、実際に自社で発生した事故やヒヤリハットのほか、まだ発生はしていないものの可能性のあるシナリオも含めて洗い出すことが重要である。

STEP3：異物混入対策の検討

STEP2 で洗い出したリスクシナリオを食品の製造フローに応じて整理し、いつ、どこで、どのような異物がどのような原因（問題）で混入するのかを具体的に想定した上で、異物混入防止対策を検討する。検討結果は、例えば下表のように実行主体（担当者）別に製造フローレベルで明確にする。

なお、異物混入はハード面（検査機器の導入等）からの対策のみでは解決できない場合が多く、ソフト面（人的なチェック体制やチェック手法の強化等）からの対策をあわせて検討することが重要である。

I. 受入担当者								
製造 フロー	リスク シナリオ	ソフト面						ハード面
		(1) マニュアル・チェックリストを用いたリスク対策				(2) 対策実施記録		(3) 施設修繕、備品設置等のリスク対策
		いつ	どこで	何(異物)を	どのように防止するか	記録時機	記録用紙	
原料受入	受入時に毛髪付着	荷受前	詰所	毛髪	ネット帽を被り、姿見を見ながら...	作業前	衛生チェックシート	
		荷受中	検収所	毛髪	仕入れ業者に...	作業前	...	
	生鮮野菜に虫が...	荷受後	検収所	虫	目視検品で...	荷受後	納品伝票	
	...	荷受後	検収所	異物C	...	荷受後	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...
保管	...	...	...	毛髪	...	...	...	
	...	...	...	異物D	...	...	...	
II. 加工担当者								
製造 フロー	リスク シナリオ	ソフト面からの対策						ハード面からの対策
		(1) マニュアル・チェックリストを用いたリスク対策				(2) 対策実施記録		(3) 施設修繕、備品設置等のリスク対策
		いつ	どこで	何(異物)を	どのように防止するか	記録時機	記録用紙	
下処理	...	下処理	処理室	毛髪	...	...	...	
...	...	...	混合室	異物E	...	...	...	水道配管の...
III. 出荷担当者								
...								

STEP4：周知ツールの作成

STEP3 で整理した対策を踏まえ、異物混入防止の重要性に加え、リスク対策をわかりやすく解説、周知するためのマニュアルを作成する。または既存のマニュアルがある場合は内容を追記・修正する。

また、マニュアルに基づきチェック等対策業務を適切に実施したことを確認・記録するため、マニュアルに紐づくチェックリストを作成する。

STEP5：ツール類の周知・教育の徹底

マニュアルやチェックリストの新規策定や修正内容等について、目的や趣旨を踏まえて重要ポイントを周知・教育した上で、理解度テストや口頭質問、e-ラーニング等も活用し理解度を確認する。さらに、現場でのルール履行状況を確認し、ルールの誤認等があれば、都度指摘し、是正指導を行う。

上記取組を進める際に、自社のみでリスクシナリオの想定等を実施した場合、ややもすると「そのような混入が起きるはずがない」等の先入観から、抜け漏れが生じる可能性もあります。そのため社外の専門家など第三者の意見も交えつつ、リスクシナリオやその対策の検討等を行うことも有効な手段の一つです。なお、自社製造の場合に加えて、プライベートブランド製品など製造の全部または一部を外部委託している場合には、当該取引先に対しても、同様のアプローチによる対策を要請していくことが有効です。

EC が製造物責任（PL）指令の評価と適合性確認を実施することを発表
～EU 加盟国はじめ各国の製造物責任法制に影響を与える可能性～

2016 年 9 月 27 日、EC（The European Commission）は、製造物責任（PL）に関して厳格責任を定めた PL 指令（The Directive Concerning Liability for Defective Products（Product Liability Directive）85/374/EEC）の評価と適合性確認（Evaluation and Fitness Check）を行うことを公表※しました。

※Evaluation of the Directive 85/374/EEC on the liability for defective products - Consultation strategy

<http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/18843?locale=en>

1. PL 指令について

欧州統合以前から、各国に製造物責任に係る法規制は存在していましたが、それぞれの考え方や適用に違いがあり、各国間での製品の自由な流通を阻害する要因となっていました。また、1960 年代のサリドマイド事件と 1974 年のトルコ航空機墜落事件という大きな二つの事件が発生したことも契機となり、EC レベルでの PL 法制標準化の検討が進められた結果、1985 年に PL 指令が採択され、EU において、製品欠陥を原因とする損害に対して無過失責任を課す「厳格責任」という共通の枠組みが導入されることとなりました。

EC 指令は、直接 EC 諸国の国民の権利義務関係を定めるものではありませんが、加盟各国は指令に沿った内容を有する国内立法が義務付けられるため、PL 指令採択以降、各国で PL 指令に沿った製造物責任法の整備が進められ、施行されています。なお、PL・製品安全分野での他に重要な EC 指令として、一般製品安全指令（GPSD）があり、PL 指令が PL 事故による事後的救済を定めているのに対して、GPSD は製品事故発生前の予防面を規制しています。

2. 今回の評価の概要

（1）評価実施の背景

EC は、PL 指令の第 21 条に定められたとおり、定期的にその適用状況について欧州議会へ報告を行っており、次回の報告は 2011 年から 2015 年の 5 年間について 2017 年に報告する予定となっています。前回 2011 年の報告では、PL 指令は PL に関して製造者と消費者の利益のバランスを維持するのに有効に機能しており、指令の修正を提言するための十分な根拠は無いと結論付けていました。

しかし、近年、デジタル技術の活用で EU 域内の基盤統合を進めるデジタルシングルマーケット（DSM）の枠組みの中で、賠償責任に関する諸問題が急速に取り上げられ始め、PL 指令が技術革新に適合しているか等といった課題が生じており、今回の評価では、以下の論点について検証がなされる予定です。

- ① 現行指令では、500 ユーロ以上の損害を対象としているが、この規定が妥当であるか
- ② 「製造物」、「製造者」、「欠陥」、「損害」の定義や PL 指令が対象外としている製品が現状に適合しているか
- ③ 技術革新に関連する以下の論点
 - ・アプリケーションやソフトウェア、IoT をベースにした製品は PL 指令上の「製造物」とみなせるか
 - ・先進ロボットの自律的な行動は PL 指令上の「欠陥」とみなせるか
 - ・IoT で関係する当事者間ではどのように賠償責任を分担するのか

(2) 評価プロセス

EC が発表した現時点でのロードマップ*によると、評価は次の内容で実施され、2017 年 7 月に完了される予定です。

※Evaluation of the Directive 85/374/EEC on the liability for defective products - Consultation strategy

<http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/18842/>

①評価の判断基準

次の 5 つの基準で判断される。

- ・有効性（指令の目的は果たされているか）
- ・効率性（かかる費用は合理的か）
- ・一貫性（EU の他の施策との矛盾はないか）
- ・適切性（指令は新たな技術革新等に対応しているか）
- ・EU としての付加価値（指令は製造事業者、消費者等利害関係者の要請に込えているか）

②意見聴取の対象

公的機関、製造業者・輸入業者、保険会社・各種団体、関連パートナーシップ、学会等の PL 指令に関わるあらゆる関係者を調査対象とする。

③意見聴取の方法

12 週間にわたりインターネット上での公開意見募集を行い、更に個別に業界団体や消費者団体、保険会社等から意見を聞き、また公開意見募集に応募した中から選別して面談での聴取を実施する予定。

3. 今回の評価の影響について

上記のとおり、現時点では、PL 指令の評価と適合性確認を行うことが公表された段階であり、直ちに影響が生じるものではありません。

しかし、EU の PL 指令は、以下の観点で影響力があることから、今後の動向について十分に注視する必要があります。

(1) EU 域内への影響（将来的な PL 指令改正の可能性）

今回の評価は、EU における PL 指令の定期評価の一環ではあるものの、上記のとおり昨今の経済・社会情勢を踏まえ、EU として PL 指令に関する多様な問題意識や課題が示されていることから、従来以上に抜本的な評価が行われる可能性もある。

EC は、今回の評価により PL 指令の適用に関する具体的課題を特定し、その結果次第で、指令の内容を改定する可能性もあるとしている。

(2) EU 域外への影響

制定当時、PL 指令は、EU 加盟国のみならず、周辺国や日本、東南アジアやオーストラリア等の製造物責任関連法にも大きな影響を及ぼしたといわれている。

今回の評価の背景として EU が掲げる IoT、先進ロボットなどの技術革新は、EU 以外の地域においても共通の事象であり、これらを背景とする評価結果、さらには PL 指令の改正要否の判断は、EU 加盟国のみならずその他の諸国における PL 問題に関する動向にも影響を与える可能性も考えられる。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

インターリスク総研の食品リスク対策関連サービス

【食品リスク対策関連サービスのご案内】

- ・消費者にとって、「食の安全」は最大の関心事である一方、食品業界では、食中毒や製品回収などの事故が多発、悪意に基づく人為的な食品汚染（食品テロ）なども発生しています。
- ・このような中、食品関連企業にとって、一般的衛生管理や品質管理態勢の強化にとどまらず、HACCPの導入や意図的な異物混入等に対する対策を実施し、安全性を一層向上させることが喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、様々な悩みを抱えている食品関連企業の皆様に対して、食中毒や異物混入対策、食品防御（フードディフェンス）対策等、ご要望に応じた豊富なコンサルティング実績があります。
- ・このような実績を踏まえ、食品リスク対策のためのコンサルティングやセミナー等のサービスメニュー「食品 RM MASTER」をご用意しております。
- ・食品リスク関連の課題解決に向けて、ぜひ、「食品 RM MASTER」をご活用ください。

食品RM MASTER 代表的なメニュー例

- I. 食品コンプライアンス**
コンプライアンス態勢の確立
- II. 食品衛生・品質管理**
食品衛生管理態勢の改善
異物混入対策の強化
品質管理態勢全般の改善
取引先監査の実施
- III. 食品安全マネジメント**
HACCPシステムの構築・認証取得・維持改善
ISO22000・FSSC22000の認証取得・維持改善
- IV. 食品リスクコミュニケーション**
食品誤表示対策
食品事故対応マニュアルの策定
- V. 食品防御**
フードディフェンス対策

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「食品 RM MASTER」をはじめ、弊社の食品リスク対策関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2016